

社会福祉育成活動推進のための

平成30年度 助成事業の実施について

本助成事業は、各種社会福祉サービスがよりよく進められるように、施設等事業の活動を支援することを目的としているものです。

1. 助成対象

社会福祉法人及び特定非営利法人、任意団体等が実施している福祉事業のうち、比較的小規模な施設の事業充実のため、また障害者支援等で財政的な裏付けの少ない先駆的な試みや開拓的な事業活動に対し助成します。

2. 助成内容

- 1) 助成総額 1000万円
- 2) 1法人当たり20万円を限度とする
- 3) 事業運営に必要な設備備品の購入に対する助成

3. 応募方法

助成金申請書に必要事項記入、必要資料を添付の上当財団事務局宛に郵送してください。

〒114-0015 東京都北区中里2-6-1

公益財団法人 愛恵福祉支援財団 事務局

4. 応募期間

平成30年7月13日～9月15日、当日消印有効とします。

5. 応募団体には10月中旬に選考結果を連絡します。

6. 助成の実施について

- 1) 助成金は助成事業完了後、完了報告書及び助成金請求書に基づき交付(振込み)します。
- 2) 助成事業完了日とは当該の事業を検収または受領した日といたします。

7. 取得した備品等の管理

管理期間は完了年度終了後5年間とします。ただし法人法に定める減価償却資産の耐用年数が5年以内のものは、その期間とします。

期間内、外にかかわらず、譲渡はできません。

以上